

鳥労発基 1211 第 5 号
令和 7 年 1 2 月 1 1 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

日頃より、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1,119 物質）
2. 法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 244 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請されているところです。

今般、別添のとおり令和 7 年 12 月 9 日付け基発 1209 第 6 号をもって厚生労働省労働基準局長から、令和 6 年 12 月 27 日、令和 7 年 3 月 27 日、6 月 27 日及び 9 月 26 日に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(URL: <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc01.htm>) において、556 物質の名称を公表し、それらの化学物質のうち、別添通達内の別紙（1）に掲げる計 15 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得られたことについて、通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、ご承知いただくとともに、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

